

# 総務省の取組について

平成27年1月30日  
総務省

# 目次

## 1. 郵政事業のユニバーサルサービスについて

- ・郵政事業のユニバーサルサービス … 3
- ・日本郵政グループの再編成 … 5
- ・郵便局における金融のユニバーサルサービスの提供の経緯 … 6
- ・郵政事業のユニバーサルサービスの現状 … 7
- ・事業計画(H26.3.31認可)におけるユニバーサルサービス確保の担保措置 …10
- ・郵便局数の推移 …11
- ・預金取扱金融機関及び郵便局の店舗数の推移 …12
- ・郵便局以外に金融機関がない町村(24町村) …13
- ・日本郵便株式会社の業務区分別収支(平成25年度) …14  
について

## 2. 郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の検討について

- ・「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策」の検討 …16
- ・「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」中間答申(H26.3.12)概要 …17
- ・「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」第2次中間答申(H26.12.4)概要 …18
- ・(参考)信書便事業への参入事業者数と市場の動向 …20

# 1 郵政事業のユニバーサルサービスについて

## ◇ 概要

- 郵政事業のユニバーサルサービスの提供については、日本郵政(株)と日本郵便(株)の責務として法定。  
(改正郵政民営化法第7条の2)

日本郵政(株): 日本郵便(株)の完全親会社として同社にユニバーサルサービスを提供させる責務  
(日本郵政株式会社法第5条)

日本郵便(株): ユニバーサルサービスを提供する責務  
(日本郵便株式会社法第5条)

- 対象となる役務: ①郵便の役務  
②簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務  
③簡易に利用できる生命保険の役務

- 上記の役務について、以下のような提供条件が課せられている。

- ①利用者本位の簡便な方法
- ②郵便局において一体的に
- ③あまねく全国において公平に利用できるようにすること



- 日本郵政(株): 常時、日本郵便(株)の発行済株式の総数を保有
- 日本郵便(株): 総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用させることを旨として郵便局を設置

※郵便局: 日本郵便(株)の営業所であって、郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務を行うもの

(注) (株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険には、ユニバーサルサービスを提供する責務は、課されていない。

## ○郵政民営化法(平成17年法律第97号)

(郵政事業に係る基本的な役務の確保)

第七条の二 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにするとともに将来にわたりあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持するものとする。

2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、その公益性及び地域性が十分に発揮されるようにするものとする。

第七条の三 政府は、前条に規定する責務の履行の確保が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

## ○日本郵政株式会社法(平成17年法律第98号)

(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

2 前項の「生命保険」又は「郵便局」とは、それぞれ日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第二条第三項又は第四項に規定する生命保険又は郵便局をいう。

## ○日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)

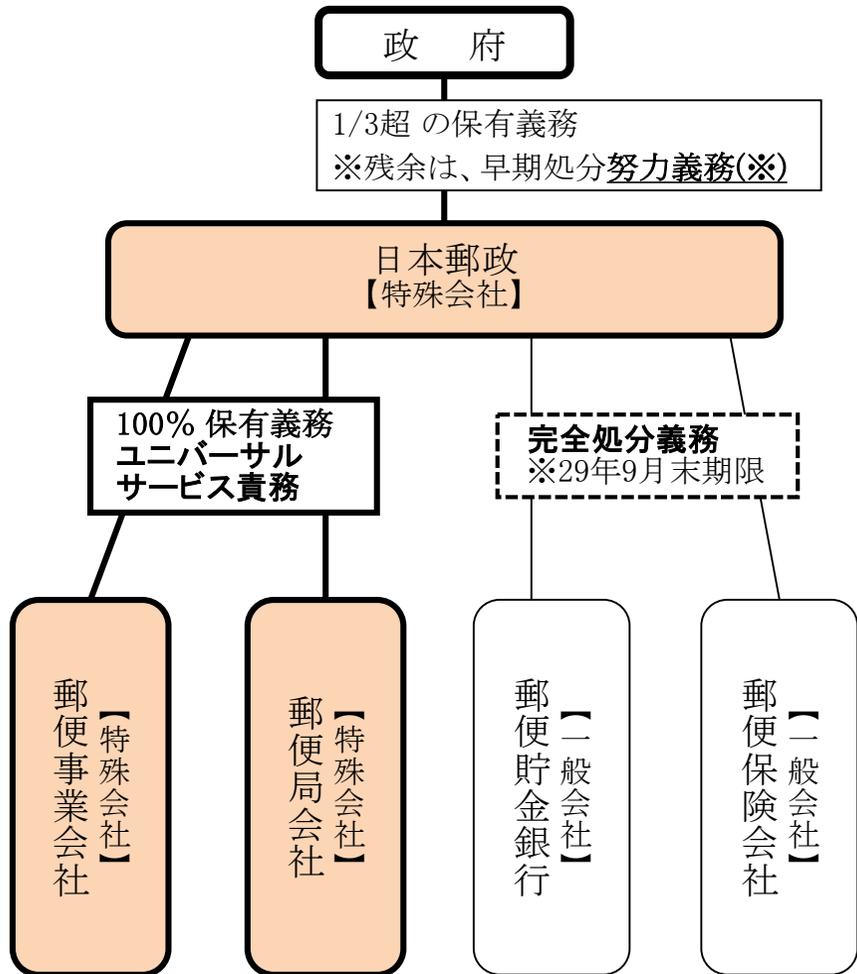
(責務)

第五条 会社は、その業務の運営に当たっては、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする責務を有する。

(郵便局の設置)

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

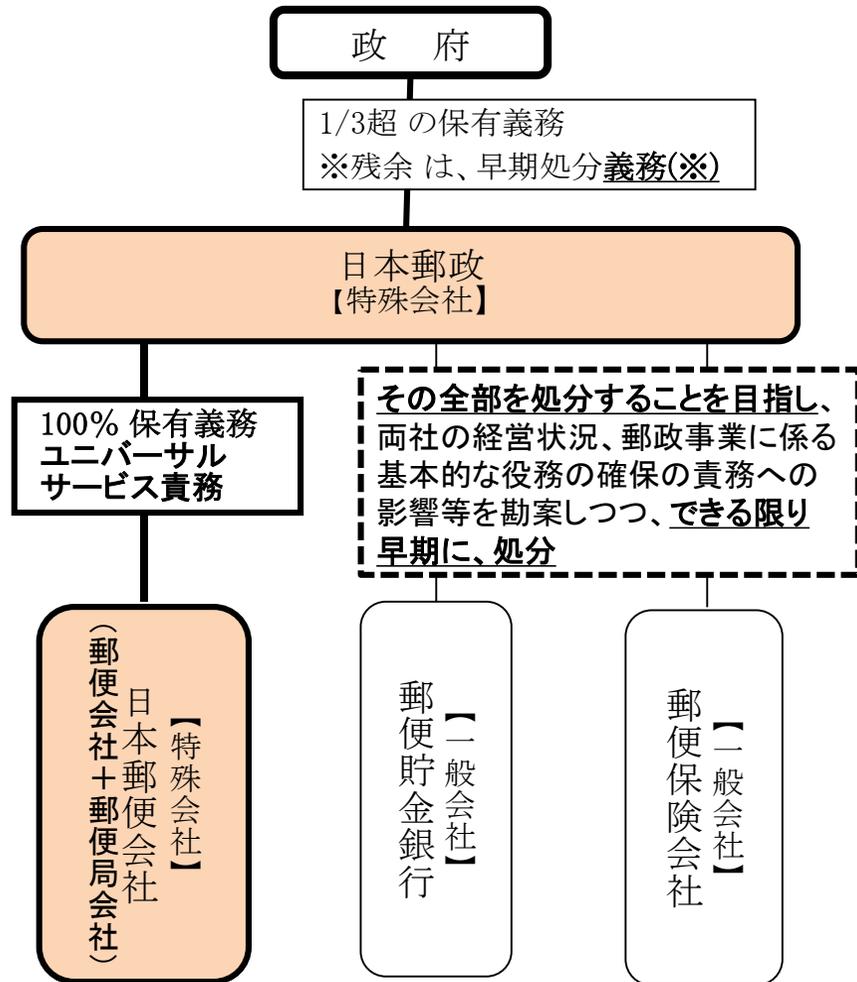
## 【改正前の郵政民営化法】 (平成19年10月～平成24年9月)



×金融ユニバーサルサービス責務なし

※改正前の日本郵政株式会社法附則第三条  
政府は、その保有する会社の株式(略)については、できる限り  
**早期に処分するよう努めるものとする。**

## 【改正後の郵政民営化法】 (平成24年10月～現在)



○金融ユニバーサルサービス責務あり

※改正後の日本郵政株式会社法附則第三条  
政府は、その保有する会社の株式(略)については、できる限り**早期に処分するものとする。**



■ 日本郵便(株)に課された郵便のユニバーサルサービスの提供の責務を果たすため、郵便法、郵便法施行規則等により、以下のユニバーサルサービスの提供が義務づけられている。

(1) 郵便のユニバーサルサービス(サービス範囲)

サービスの範囲																	
対象サービス	<p><b>【郵便法に基づき提供される郵便サービス】</b></p> <p>○内国郵便</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">大きさ(注1)</th> <th rowspan="2">重さ(注1)</th> </tr> <tr> <th>最大</th> <th>最小</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種郵便物(書状等)</td> <td rowspan="4">長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm</td> <td rowspan="4">                     ①円筒形又はこれに似た形のもの                      長さ14cm、直径等3cm                      ②①以外                      長さ14cm、幅9cm                      上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可                 </td> <td>4kg以下</td> </tr> <tr> <td>第二種郵便物(郵便葉書)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>第三種郵便物(定期刊行物)</td> <td>1kg以下</td> </tr> <tr> <td>第四種郵便物(盲人用点字等)</td> <td>1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 大きさ又は重さの制限を超える郵便物についても郵便約款に定めれば取扱い可能</p> <p>(注2) 郵便葉書の規格は約款で規定 通常葉書の場合 最大15.4cm×10.7cm、最小14cm×9cm、重さ2g以上6g以下</p> <p>○国際郵便(通常(書状2kg以下、点字:7kg以下等)、小包30kg以下、EMS30kg以下)</p> <p>○郵便物の特殊取扱(義務的特殊取扱) 書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達</p>		大きさ(注1)		重さ(注1)	最大	最小	第一種郵便物(書状等)	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	4kg以下	第二種郵便物(郵便葉書)	—	第三種郵便物(定期刊行物)	1kg以下	第四種郵便物(盲人用点字等)	1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下
			大きさ(注1)			重さ(注1)											
		最大	最小														
	第一種郵便物(書状等)	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	4kg以下													
	第二種郵便物(郵便葉書)			—													
第三種郵便物(定期刊行物)	1kg以下																
第四種郵便物(盲人用点字等)	1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下																

※ 荷物(いわゆる「ゆうパック」等)は、郵便法の規律の対象ではなく、宅配便事業等と同じ位置付けとされている。  
 ※ 特殊取扱のうち、速達、代金引換及び年賀特別郵便等は、郵便法上、ユニバーサルサービスの提供は義務づけられていない。

## (1) 郵便のユニバーサルサービス(サービス水準)

サービス水準	
<b>引 受</b>	<p><b>【随時かつ簡易な差出し方法として、ポスト(郵便差出箱)の設置】</b>  <small>&lt;郵便法第70条3項、施行規則第30条2項(郵便業務管理規程の認可基準)&gt;</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵政公社法施行時(15年4月1日)のポスト数を維持(約18万本)</li> <li>・各市町村等内に満遍なく設置すること</li> <li>・公道上など常時利用できる場所又は駅、小売店舗などの施設内の公衆の目につきやすい場所に設置すること</li> </ul> <p><b>【郵便局の設置】</b><small>&lt;日本郵便株式会社法第6条、施行規則第4条1項～3項&gt;</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本郵便株式会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置すること</li> </ul>
<b>料 金</b>	<p><b>【全国均一料金でなるべく安い料金】</b><small>&lt;郵便法第67条、施行規則第23条&gt;</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便料金の事前届出制(第3種、第4種郵便物の料金は認可制)</li> <li>・最軽量(25<sup>g</sup>以下)の場合については、82円以下の料金</li> </ul>
<b>配 達</b>	<p><b>【週6日 原則1日1回の配達】</b><small>&lt;郵便法第70条3項、施行規則第30条3項&gt;</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・祝日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと</li> </ul> <p><b>【(差し出された日から)原則3日以内に送達】</b><small>&lt;郵便法第70条3項、施行規則第30条5項&gt;</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の地域からの差出しの場合を除き、3日以内に送達             <ul style="list-style-type: none"> <li>▶1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州等との間を連絡する道路が整備されていない島に限る) 2週間以内</li> <li>▶上記以外の離島 5日以内</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【全国あまねく戸別(あて所)配達】</b><small>&lt;郵便法第70条3項、施行規則第30条3項&gt;</small></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の方法により配達できない交通困難地※あての場合等を除き、郵便物をそのあて所に配達すること  <small>※冬期の山小屋など、日本郵便株式会社が別に定める地域</small></li> </ul>

## (2) 金融のユニバーサルサービス

- 日本郵便株式会社法において、金融のユニバーサルサービスの提供の責務を果たすために日本郵便株が営むべきものとして、「銀行窓口業務」(銀行代理業)と「保険窓口業務」(生命保険に係る保険募集及び保険会社の事務の代行)を規定している。
- 銀行・保険窓口業務として営むべき役務については、総務省令において、「取扱件数が多いこと等から国民生活に定着している役務として総務大臣が定めるものに係るものとする」と規定されており、総務省告示において、関連銀行※<sup>1</sup>がゆうちょ銀行、関連保険会社※<sup>2</sup>がかんぽ生命である場合の役務を定めている。

※1: 日本郵便株が銀行窓口業務契約を締結する銀行、※2: 日本郵便株が保険窓口業務契約を締結する保険会社

### 【銀行窓口業務として営むべき役務】

ゆうちょ銀行を 所属銀行として 営む銀行代理 業	流動性預金の 受入れ	通常貯金
	定期性預金の 受入れ	定額貯金
		定期貯金
	為替取引	為替(普通為替、定額小為替)
		払込み(通常払込、電信払込等)
		振替(電信振替、自動送金)

### 【保険窓口業務として営むべき役務】

かんぽ生命保険を 所属保険会社として 営む保険募集	終身保険	普通終身保険 特別終身保険
	養老保険	普通養老保険 特別養老保険
かんぽ生命保険の 事務の代行	保険金等の支払の 請求の受理に関する 事務の代行	満期保険金 生存保険金

- 日本郵政及び日本郵便の事業計画にユニバーサルサービス確保・実施が規定  
→事業計画認可時に、ユニバーサルサービスの提供を要請

## ○日本郵政株式会社 事業計画(抜粋)

### 1 事業子会社の経営の基本方針の策定及び実施の確保等

日本郵便株式会社に対しては郵便、貯金及び保険のユニバーサルサービスの確保並びに郵便局ネットワークの維持・活用による安定的なサービスの提供等という会社の目的が達成できるよう経営の基本方針を策定するとともに、その実施の確保等を行います。

## ○日本郵便株式会社 事業計画(抜粋)

### 第2 日本郵便株式会社法第4条第1項から第3項までに規定する業務に関する計画

日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第4条第1項に規定する郵便の業務、銀行窓口業務、保険窓口業務等の業務を確実に実施するとともに、第2項及び第3項の規定により営む業務を行います。

## ○日本郵便株式会社事業計画認可に当たっての要請事項(抜粋)

- 2 郵便局ネットワークの活用その他の郵政事業の実施に当たっては、高齢化の進展に対応し、地域活性化に資する観点から、公益性・地域性を十分に発揮するための取組を更に積極的に進めるとともに、ユニバーサルサービスを確実に提供すること。

## ○ 郵便局数は、公社時代は減少し、民営化後は大きな変化なく推移

【郵便局数の推移】（単位：局。下段（）書きは、対前年度増減数）

	H17.3末	H18.3末	H19.3末	H19.10.1 (民営化時)	H20.3末	H21.3末	H22.3末	H23.3末	H24.3末	H24.10.1 (統合時)	H25.3末	H26.3末	H26.12末
計	24,678 (▲37)	24,631 (▲47)	24,574 (▲57)	24,540	24,540 (▲34)	24,539 (▲1)	24,531 (▲8)	24,529 (▲2)	24,514 (▲15)	24,537	24,525 (11)	24,511 (▲14)	24,490 (▲21)

### ○日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)

(郵便局の設置)

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

### ○日本郵便株式会社法施行規則(平成19年総務省令第37号)

(郵便局の設置基準等)

第四条 法第六条第一項の規定に基づく郵便局の設置については、会社は、いずれの市町村(特別区を含む。)においても、一以上の郵便局を設置しなければならないものとする。(中略)

2 前項の基準によるほか、会社は、次に掲げる基準により、郵便局を設置しなければならない。

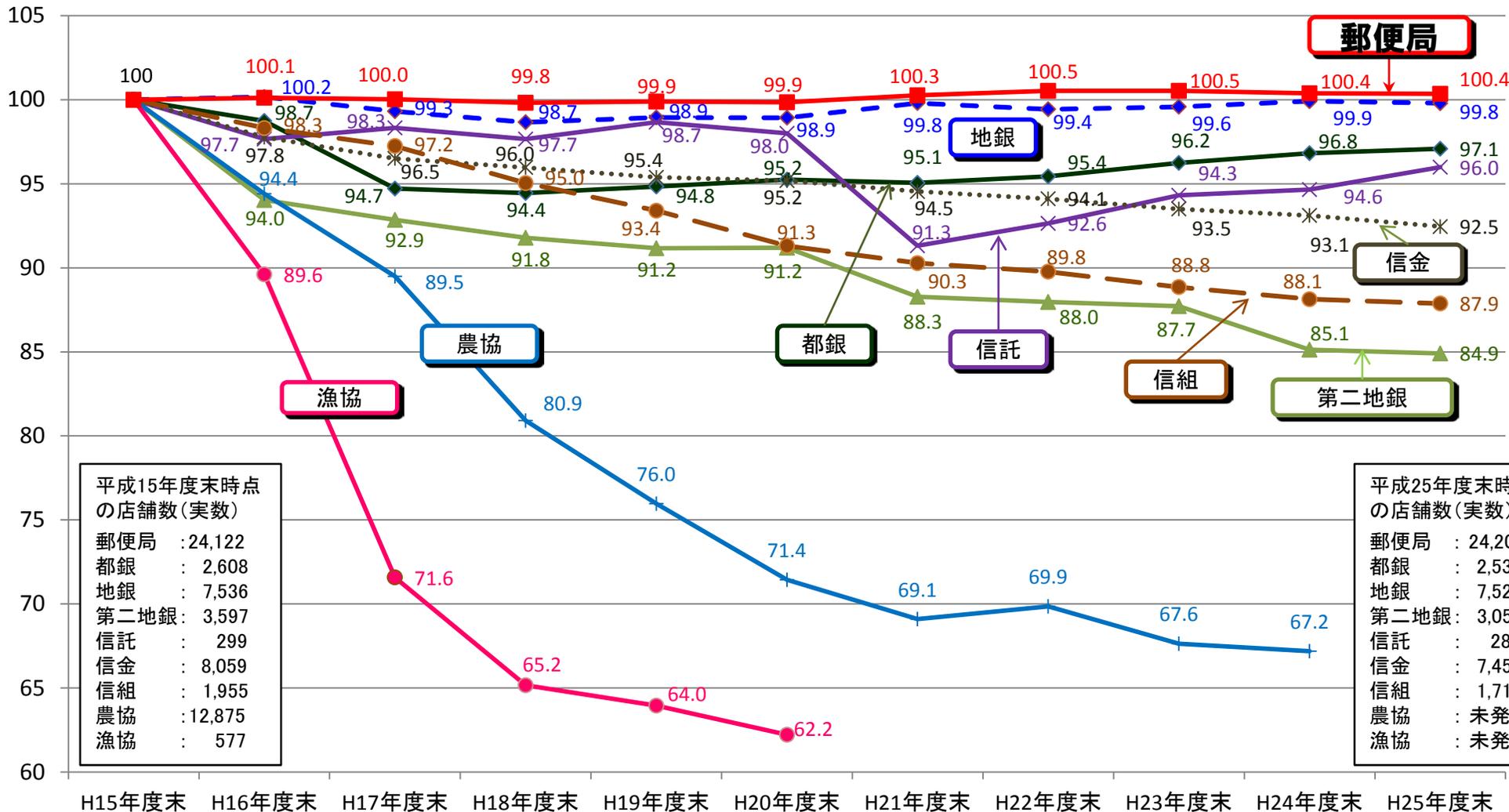
- 一 地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること。
- 二 交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。
- 三 過疎地においては、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号)の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすること。

3 前二項の規定によるほか、会社は、会社の営業所であって郵便窓口業務を行うもののうち銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを郵便局に準ずるものとして前項に掲げる基準により設置しなければならない。

4 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)第七条第一項に規定する簡易郵便局は、前項の規定の適用については、同項に規定する会社の営業所とみなす。

# 預金取扱金融機関及び郵便局の店舗数の推移

○ 平成15年度末(日本郵政公社発足初年度末)と比べると、郵便局以外の預金取扱金融機関の店舗数は、減少している。



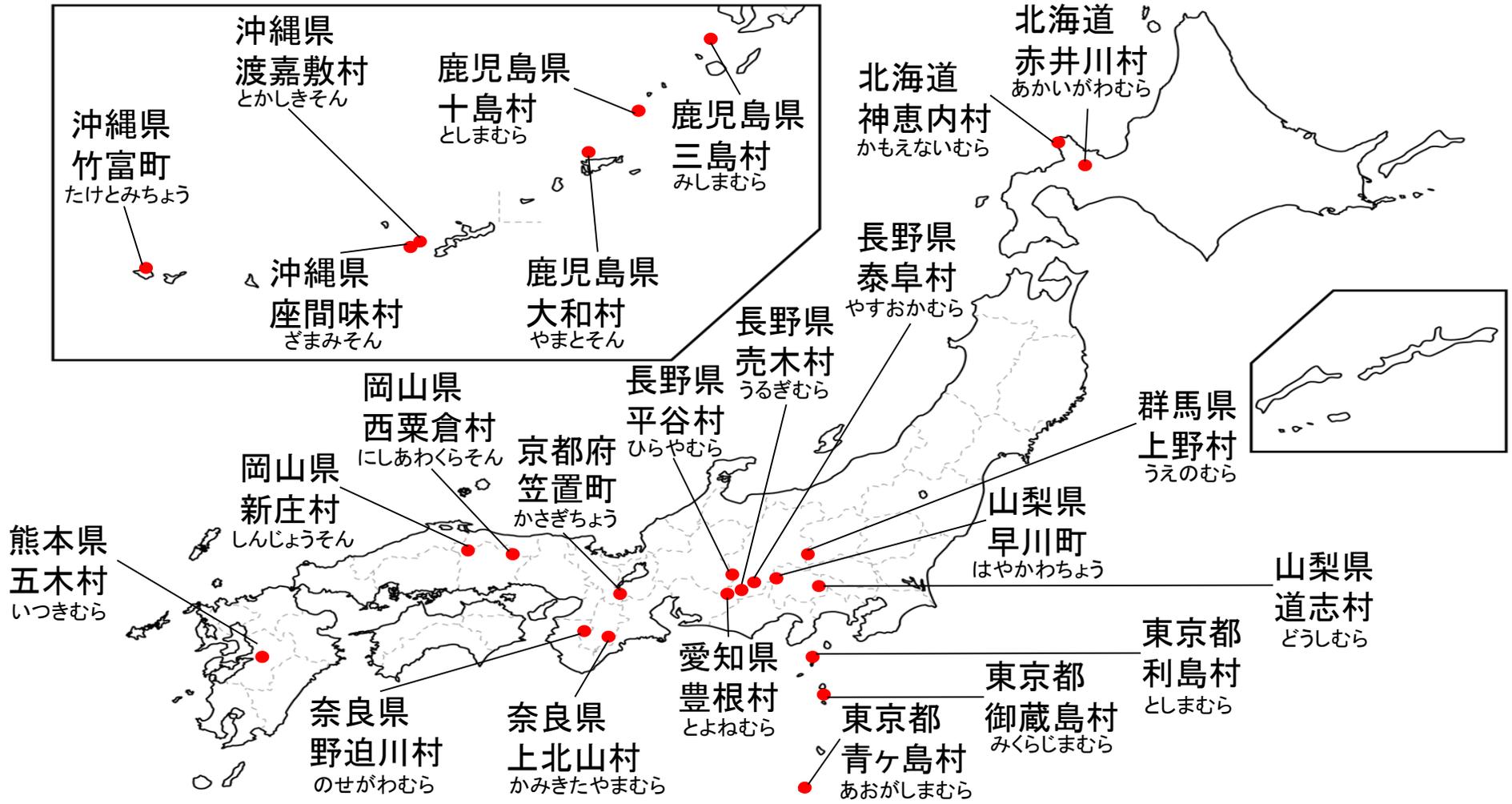
(注1) 平成15年度末の店舗数を100として、その推移を指数化したもの。  
 (注2) 平成21年度以降の漁協及び平成25年度の農協の店舗数は未発表。

# 郵便局以外に民間金融機関がない町村 (24町村)

郵政民営化法第108条において、郵便局以外に民間金融機関※<sup>1</sup>がない市町村の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域(24町村)に主たる事務所が所在する公共的な法人及び団体※<sup>2</sup>については、預入限度額(1千万円)の適用が除外されている。

※<sup>1</sup>: 銀行、信用金庫、労働金庫、商工中金、信用組合、農協、漁協等の金融機関のうち、預金又は貯金の受入を業とする者をいう。

※<sup>2</sup>: 地方公共団体、医療・学校・宗教法人、労働組合、非営利社会福祉事業経営団体、老人ホーム 等



# 日本郵便株式会社の業務区分別収支（平成25年度）について

- 平成24年10月の改正郵政民営化法施行により、日本郵便株式会社には郵便、貯金及び保険の基本的なサービスについてユニバーサルサービスを提供する責務が課され、併せて総務大臣への業務区分別の収支状況の提出・公表義務が課された。

平成25年度は、ユニバーサルサービス等のいずれの区分も黒字を計上。

## 平成25年度業務区分別収支の概要

〔単位：億円〕

	ユニバーサルサービス及び密接に関連する業務			第4号 (その他)	計
	第一号 (郵便業務等)	第二号 (銀行窓口業務等)	第三号 (保険窓口業務等)		
営業収益	13,484	5,626	3,424	5,206	27,740
営業費用	13,165	5,170	3,324	5,610	27,270
営業損益	319	455	100	△405	470

※第一号：郵便、印紙の売りさばき業務及びお年玉付葉書等の発行等

第二号：銀行代理業務のうち、通常・定額・定期貯金、為替等

第三号：保険業務のうち、終身・養老保険の募集、保険金支払い事務等

第四号：荷物、金融ユニバ外商品、投信、国債、不動産、物販

(参考) 平成24年度下期（24年度は会社統合後の下期のみ実施）

〔単位：億円〕

	第一号	第二号	第三号	第四号	計
営業収益	7,574	2,850	1,753	2,507	14,684
営業費用	6,884	2,680	1,607	2,730	13,901
営業損益	690	170	146	△223	783

## 2. 郵政事業のユニバーサルサービス確保と 郵便・信書便市場の活性化方策の検討について

# 「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策」の検討

## 背景

### 改正郵政民営化法

(平成24年10月1日施行)

日本郵便株式会社等に、郵政事業のユニバーサルサービスの提供責務

⇒郵便に加えて、貯金・保険の基本的サービスを郵便局で一体的かつあまねく全国で公平に利用できるようにする責務

### 規制改革実施計画

(平成25年6月14日閣議決定)

一般信書便事業の参入要件の明確化や特定信書便事業の業務範囲の在り方等、郵便・信書便市場の活性化方策について、平成25年度に検討・結論。

## 情報通信審議会に諮問

### 検討項目

- ① 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策
  - ・ 郵政事業のユニバーサルサービスの内容・水準・コスト算定手法の整理
  - ・ 郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策
- ② 郵便・信書便市場の活性化方策
  - ・ 一般信書便事業の参入要件の明確化、特定信書便事業の業務範囲の在り方
  - ・ その他郵便・信書便市場の活性化方策

### スケジュール

平成25年10月1日 情報通信審議会諮問  
 平成26年3月12日 中間答申  
 平成26年12月4日 第2次中間答申  
 平成27年7月 目途 最終答申

## 情報通信審議会 郵政政策部会構成員(H27.1.21～)※敬称略

委員 井手 秀樹 慶應義塾大学商学部教授  
 委員 井野勢津子 アマゾンジャパン株式会社ファイナンスディレクター  
 委員 近藤 弥生 東京都足立区長  
 委員 藤沢 久美 シンクタンク・ソフィアバンク代表  
 委員 村本 孜 成城大学社会イノベーション学部教授

臨時委員 及川 公子 全国地域婦人団体連絡協議会理事  
 臨時委員 関口 博正 神奈川大学経営学部教授  
 臨時委員 竹内 健蔵 東京女子大学現代教養学部教授  
 臨時委員 山田 忠史 京都大学大学院工学研究科准教授

## 1. 郵政事業のユニバーサルサービス確保方策

- 将来にわたってユニバーサルサービスを安定的に確保するための方策の検討に当たり、現行のユニバーサルサービスの範囲・水準の提供に係るコストを客観的・定量的に算定することとし、コスト算定モデルを構築するための算定手法等(集配エリア単位(約1,000エリア)で収支を計算し、ユニバーサルサービスコストを算定する等)を整理。

 平成27年7月目途に郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策を取りまとめ(最終答申)

## 2. 郵便・信書便市場の活性化方策

### ① 一般信書便事業の参入要件の明確化

- 一般信書便事業の参入要件は、法令において具体的に規定されており、既に十分明確にされている。関係事業者へのヒアリングにおいても、明確化すべき点について具体的な要望は出されなかった。

#### ➤ 中長期的な課題

中長期的には、ICTの普及や人口減少社会の到来等により、信書の送達に対する国民のニーズも変化していくことが予想される。その場合には、国民のニーズに沿った郵便のユニバーサルサービスの在り方が検討課題となり、それを踏まえて、一般信書便事業の在り方を検討していくことも考えられる。

### ② 特定信書便事業の業務範囲の在り方

- 1号役務の大きさの基準及び3号役務の料金の基準について、利用者の視点を踏まえるとともに、事業者から出された要望を考慮しながら、郵便のユニバーサルサービスに与える影響の検証を行った上で、見直しに向けて具体的な検討に入ることが適当。

### ③ その他の郵便・信書便市場の活性化方策

- 市場を活性化するためには、ICTとの融合や金融サービスとの連携等、事業領域を広くとらえてサービスの多様化・高度化を図り、新たな付加価値を生み出すことが、事業者に期待される。

 第2次中間答申(H26.12.4)において、②及び③の見直しの方向性を提示

## 見直しの方向性 【特定信書便事業の業務範囲の拡大】

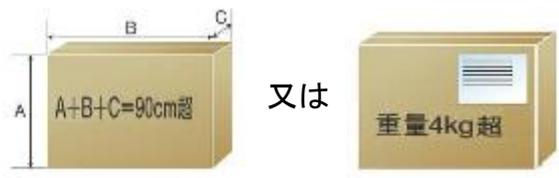
- 郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲内において参入を認めている特定信書便事業の業務範囲を以下のとおり拡大
  - 大型信書便サービス
    - 取り扱うことのできる信書便物のサイズを3辺計90cm超から3辺計73cm超まで拡大
    - ⇒A3サイズ(42cm×29.7cm)の信書を折らずに封入した封筒まで取り扱い可能に
  - 高付加価値サービス
    - 取り扱うことのできる信書便物の料金の額を1通1,000円超から1通800円超まで拡大

### 特定信書便事業の種類と業務範囲

現行

#### ①1号役務(大型信書便サービス)

長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、  
又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



例: 本庁・支庁間の巡回便

#### ②2号役務(急送サービス)

信書便物が差し出された時から、3時間  
以内に当該信書便物を送達するもの



例: バイク便等の急送便

#### ③3号役務(高付加価値サービス)

料金の額が1,000円を下回らない範囲内  
において総務省令で定める額(国内における  
役務は1,000円)を超えるもの



例: 配達記録、電報類似サービス

見直し案

大きさの基準を3辺計73cm超まで緩和

※これより小さいものは、日本郵便及び全国提供義務のある  
一般信書便事業者のみ取り扱い可能

料金の基準を1通800円超まで緩和

**見直しの方向性** 【郵便・信書便市場の活性化に資する規制緩和】

- 郵便料金の届出手続の緩和  
 基礎的な信書送達を除き、郵便料金を事前届出から事後届出に緩和
- 信書便約款の認可手続の簡素化  
 総務大臣が作成する標準約款と同一の信書便約款により事業を行う場合には認可手続を省略
- 郵便・信書便の業務委託の認可手続の簡素化  
 同種の業務委託を複数の者に反復継続して行う場合には、認可申請に係る添付書類を省略
- 業界の自主的取組の促進  
 信書便事業者団体が行う広報活動や講習会の実施、利用者保護等の自主的な取組を促進

郵便料金設定に係る手続

種別	右記以外		・第3種(定期刊行物) ・第4種(通信教育等)
	・第1種(封書)/第2種(葉書) ・義務的特殊取扱(書留、内容証明等) ・国際郵便のうち通常郵便物及び通常郵便物に係る書留・速達・受取通知 基礎的な信書送達	・任意特殊取扱(代金引換、配達時間帯指定郵便等) ・国際郵便のうち左記以外(小包郵便、EMS(国際スピード郵便)等)	
料金規制	事前届出制(30日前)	事前届出制(10日前) ↓ 事後届出制	認可制

# (参考) 信書便事業への参入事業者数と市場の動向

- 一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は順調に増加を続けており、平成25年度末時点で412者が参入している。
- 平成25年度の信書便の市場規模は、引受通数で約1,192万通(対前年度比約1.1倍)、売上高で約115億円(対前年度比約1.1倍)。

